

1. 科目名（単位数）	法学（憲法）（2 単位）	3. 科目番号	GELA1317 GELA1138 GELA1117
2. 授業担当教員	御手洗 大輔		
4. 授業形態	講義（質疑応答を含む）を中心とするが、事例問題ではグループ討議、発表、検討を行う。講義はレジュメに沿って行うが、理解を助ける上で教科書を使用したり、必要な最新情報等を提供したりする。各自が要点を把握し、配布されたレジュメに筆記することが必要である。毎回の授業時間の末尾においてその日の授業内容に関する内容を記入し、提出する。	5. 開講学期	春期
6. 履修条件・他科目との関係	今後学ぶことが考えられる法律に関係する科目的基礎となるものである。この科目は、民法、行政法、教育法規等を学習するときの基礎知識となるものである。		
7. 講義概要	<p>本科目は、教育職員免許状を取得する際の基礎資格として必須科目である。また、公務員試験を受験する際の必要な科目ともなっている。</p> <p>公務員や教員だけに限らず社会人にとって、法について基礎知識を学び、身に付けることは仕事を進める上で大切なことである。また、一般的の公務員や教員及び企業人の実践力は法に裏付けられたものでなければ、その役割を全うすることは困難である。</p> <p>そこで、本講義では法の作用や役割を学び、社会人として必要とされる法律の基礎知識を習得する。なお、習得の際には、関連する多くの具体的な事例を通して学んだり、他の法との比較を通して学んだり、時にはグループディスカッションをしたりして理解を深めることにする。</p>		
8. 学習目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 法学（憲法）の基礎知識を理解する。 2. 法学を学ぶには、条文や判例などを読むことは欠かせないものであるとの学習態度を身に付ける。 3. さまざまな国の憲法を比較することができる力を身に付ける。 4. 法律的なものの考え方を理解し、仕事に就いたときに活かせるようとする。 5. 教員採用試験や公務員試験に出題される法規一般の問題に対応しうる法律知識を身に付ける。 		
9. アサイメント（宿題）及びレポート課題	<ul style="list-style-type: none"> ・毎回の授業内容に相当する部分の教科書を読んでおくこと。 ・意味の分からぬ用語について調べておくこと。 ・レポート課題を最大で 2 回、また、理解度に応じてディスカッションを適宜実施する（第 1 回の講義で告知する）。 		
10. 教科書・参考書・教材	<p>【教科書】○御手洗大輔著『日本国憲法論講義』デザインエッグ社、第 5 版 2024 年 3 月。</p> <p>【参考書】○『ポケット六法 令和 3 年度版』有斐閣。</p> <p>【参考書】○東京福祉大学編『保育児童福祉要説』中央法規、第 5 版 2017 年 3 月。</p>		
11. 成績評価の規準と評定の方法	<p>○成績評価の規準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法一般の決まりや法規学習についての基礎知識を身に付けることができたか。 2. 日本国憲法の基本原理と三権についての理解を深めることができたか。 3. 国家試験（社会福祉士や精神保健福祉士）や公務員試験（一般行政職、公立学校教員、公立保育所、警察官など）の受験の基礎となる科目である。試験合格に対応できる力を身に付けることができたか。 <p>○評定の方法</p> <p>授業への取り組み状況（授業態度、発言、発表など） 40 % レポートや理解度テストの結果 60 %</p>		
12. 受講生へのメッセージ	<ul style="list-style-type: none"> ・本科目では、学生個人の思考力、判断力、問題解決能力を養成し、より実践的で具体的な知識を得ることを目的としています。この目的を達成するため受講生は以下の条件の順守に努めて下さい。 1. 授業中は、良き緊張感と集中力を保持して積極的な態度で授業に臨むこと。 2. 講義内容について事前に教科書の該当部分を読み、自分なりの問題意識をもって講義に臨むこと。 3. 授業中はスマートフォンや携帯電話等は机上に置かず、バッグにしまっておくこと。 4. 少なくとも指示する範囲を読んでおくこと。また、意味の分からぬ用語については調べておくこと。 ・疑問や添削などは講義の前後やメールで随時受け付けますので、活用して下さい。 		
13. オフィスアワー	授業前と授業後に行う。また、授業用メール（p-damitara@ed.tokyo-fukushi.ac.jp）で随時受け付ける。		
14. 授業展開及び授業内容			
講義日程	授業内容	学習課題	
第 1 回	憲法の基本と思想良心の自由を中心に	事前学習	授業内容に相応する教科書の第 6 章（第 1 節～第 3 節）を読んでおくこと。
		事後学習	授業中に完成させた教科書の概念図と解説した演習問題について、整理する。余力があれば、第 1 章（第 1 節～第 3 節）も読む。
第 2 回	主権者と表現の自由（総論）を中心に	事前学習	授業内容に相応する教科書の第 7 章（第 1 節～第 3 節）を読んでおくこと。
		事後学習	授業中に完成させた教科書の概念図と解説した演習問題について、整理する。余力があれば、第 3 章（第 1 節～第 3 節）も読む。
第 3 回	人権の享有主体と表現の自由（各論）を中心に	事前学習	授業内容に相応する教科書の第 8 章（第 1 節～第 3 節）を読んでおくこと。
		事後学習	授業中に完成させた教科書の概念図と解説した演習問題について、整理する。余力があれば、第 5 章（第 1 節～第 3 節）も読む。

第4回	信教の自由と三権分立を中心に	事前学習	授業内容に相応する教科書の第9章(第1節～第3節)を読んでおくこと。
		事後学習	授業中に完成させた教科書の概念図と解説した演習問題について、整理する。余力があれば、第18章(第1節～第3節)も読む。
第5回	学問の自由と司法消極主義を中心に	事前学習	授業内容に相応する教科書の第10章(第1節～第3節)を読んでおくこと。
		事後学習	授業中に完成させた教科書の概念図と解説した演習問題について、整理する。余力があれば、第26章(第1節～第3節)も読む。
第6回	職業選択の自由と公共の福祉論を中心に	事前学習	授業内容に相応する教科書の第28章(第1節～第3節)を読んでおくこと。
		事後学習	授業中に完成させた教科書の概念図と解説した演習問題について、整理する。余力があれば、第11章(第1節～第3節)も読む。
第7回	財産権と財政・租税を中心に	事前学習	授業内容に相応する教科書の第19章(第1節～第3節)を読んでおくこと。
		事後学習	授業中に完成させた教科書の概念図と解説した演習問題について、整理する。余力があれば、第11章(第1節～第3節)も読む。
第8回	生存権と共生社会を中心に	事前学習	授業内容に相応する教科書の第13章(第1節～第3節)を読んでおくこと。
		事後学習	授業中に完成させた教科書の概念図と解説した演習問題について、整理する。余力があれば、第27章(第1節～第3節)も読む。
第9回	教育を受ける権利と憲法秩序を中心に	事前学習	授業内容に相応する教科書の第14章(第1節～第3節)を読んでおくこと。
		事後学習	授業中に完成させた教科書の概念図と解説した演習問題について、整理する。余力があれば、第29章(第1節～第3節)も読む。
第10回	勤労者の権利と私人間効力論を中心に	事前学習	授業内容に相応する教科書の第15章(第1節～第3節)を読んでおくこと。
		事後学習	授業中に完成させた教科書の概念図と解説した演習問題について、整理する。余力があれば、第20章(第1節～第3節)も読む。
第11回	立憲主義と法の下の平等原則を中心に	事前学習	授業内容に相応する教科書の第16章(第1節～第3節)を読んでおくこと。
		事後学習	授業中に完成させた教科書の概念図と解説した演習問題について、整理する。余力があれば、第2章(第1節～第3節)も読む。
第12回	幸福追求権と憲法観を中心に	事前学習	授業内容に相応する教科書の第17章(第1節～第3節)を読んでおくこと。
		事後学習	授業中に完成させた教科書の概念図と解説した演習問題について、整理する。余力があれば、第30章(第1節～第3節)も読む。
第13回	平和主義と行政国家を中心に	事前学習	授業内容に相応する教科書の第23章(第1節～第3節)を読んでおくこと。
		事後学習	授業中に完成させた教科書の概念図と解説した演習問題について、整理する。余力があれば、第4章(第1節～第3節)も読む。
第14回	国会と内閣、議院内閣制を中心に	事前学習	授業内容に相応する教科書の第21章(第1節～第3節)を読んでおくこと。
		事後学習	授業中に完成させた教科書の概念図と解説した演習問題について、整理する。余力があれば、第22章(第1節～第3節)も読む。
第15回	裁判所と司法の独立を中心に	事前学習	授業内容に相応する教科書の第25章(第1節～第3節)を読んでおくこと。
		事後学習	授業中に完成させた教科書の概念図と解説した演習問題について、整理する。余力があれば、第24章(第1節～第3節)も読む。
期末試験			